



国立公文書館	
分類	
	③ ④
配架番号	3 A
	15
	59-11

商工省總務局

重要産業ノ整理統合ニ關スル件

380223590

46

一六二二四



目次

一 鑛産局関係

(一) 金属鑛業

(二) アルミニウム製造事業

(三) アルミニウム加工工業

(四) マグネシウム製造事業

(五) ビッチコークス製造事業

(六) 鉛管、鉛板製造事業

(七) 鋅線業

二 鐵鋼局関係

(一) 製鉄事業

(二) 伸鉄工業

(三) 特殊鋼製造事業

(四) 鉄鋼第二次製品製造事業、釘、針金、鉄線、鋼索、鋁鉄板、鉄螺釘

二九

鐵力製品(管線管等)

三、化學局關係

(一) 硫酸工業

(二) 硬化油工業

(三) ソーダ工業

(四) セメント工業

(五) 再生ゴム工業

(六) 過磷酸石灰工業

四、機械局關係

(一) 重要機器製作場

(二) 重要機器製作場以外ノ工場

五、鐵維局關係

(一) 入絹、又フ製造工業

(二) 綿スフ紡績業及毛絲紡績業

三七頁

四九頁

四七頁

四九頁

四九頁

五二頁

五二頁

五九頁

五九頁

六三頁

六三頁

六四頁

六四頁

七〇頁

七〇頁

六、燃料局關係

(一) 石炭鑛業

(二) 石油鑛業

七五頁

七九頁

八〇頁

一 鐵礦局關係

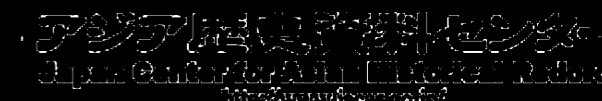
(一) 金屬鐵業

A. 方針

- (1) 金屬鐵業ニ於テハ中小企業分立ノ傾向甚ダシク之ガ整理統合ハ極大ニ在縮セラレタル資材、労働力、資金等ノ有效利用ニ依リ増産ヲ図ラザルヲ得ザル現在ニ於テハ特ニ其ノ必要感ヲ痛感セラル。
- (2) 然レドモ鐵業特ニ金屬鐵業ニ於テハ鐵況ノ衰退甚シキモノナルヲ以テ鐵區、設備、鐵天敷等ニ付一定ノ基準ヲ置キ其以下ノ中小獨立企業ヲ全面的ニ整理統合スルガ如キ劃一的方針ヲ樹ツルコトハ妥當ナラス。
- (3) 仍テ各鐵山ニ付個々の鐵床ノ状態其ノ他ヲ調査シタル上天々適當ト認メラルルモノニ付整理統合ヲ行フモノトス。
- (4) 隣接鐵區ニ於テ一鐵廠ヲ數鐵區ヨリ採行シツ、アル為障礙多キモノニ付テハ鐵床ノ状況並ニ鐵業権者ノ資力、信用状態等ヲ考慮シタル上適當ト認ムル者ニ認當セシムルコトトス。

一八	一七	一六	一五	一四	一三
大 誠 慶 四八三五 屋同	武 但 尾 馬 同 兵 同 庫	宇 大 賀 和 志 水 同 銀 同 奈 同 良 同 宇 同 陀 同 水 同 銀	山 和 鐘 高 知 打 尾 同 京 同 同 都 同 同 船 同 同 井 同 同 重 同 同 石	東 島 ノ 々 川 森 同 愛 同 媛 同 新 同 居 同 銅 同 銅	大 嶺 同 同
同 同	同 同	同 同	同 同	同 同	同 同
日 昭 曹 和 鉉 鉉 業 業	坦 馬 馬 金 山 山	帝 小 國 救 水 兼 銀 救 鉉 外 業 一	日 栗 藤 本 村 野 鉉 鉉 鉉 業 業 業	日 三 本 菱 鋼 鋼 業 業	日 本 鋼 業
帝 同 國 鉉 業 業 開 業 発 業	日 本 産 業 振 興 同 同	帝 同 國 水 銀 鉉 業 業 同 同	藤 同 野 鉉 業 業 同 同	三 同 菱 鉉 業 業 同 同	
同 同 (目下進行中)	同 同	同 同	同 同	同 同	

一三	一二	一一	一〇	九	八
立 主 花 同	武 光 三 文 五 三 同 同	根 洲 又 洲 同 同	高 高 田 田 高 高 徳 徳 同 同	鈴 増 庫 田 同 同	加 藤 同 同
同 同	同 同	同 同	同 同	同 同	同 同
新 士 井 肥 川 金 夕 山	奥 奥 谷 谷 硯 硯 一 一	三 三 菱 菱 鉉 鉉 業 業	日 高 本 田 鉉 貞 業 三 部 部	日 増 本 田 鉉 重 業 雄	加 土 藤 肥 清 金 作 山
土 同 肥 同 金 同 山 同	奥 同 谷 同 硯 同 一 同	三 同 菱 同 鉉 同 業 同	日 同 本 同 鉉 同 業 同	日 同 本 同 鉉 同 業 同	土 同 肥 同 金 同 山 同
同 同 (土産鉉は工肥金山 ニテ買収決定セリ)	同 同	同 同	同 同	同 同	同 同



(一) アルミニウム製造事業

△ 方針

- (1) 内地各社ヲ一社又ハ三社程度ニ整理統合スルコト
- (2) 整理統合ハ最寄地域別ニ行フコトヲ主眼トシ之ニ資本関係等ヲ考慮ヲ加ヘ各ノ
 ワツク別ニ自給原料ニ依ル會社ヲ適當ニ包含セシムルガ如クスルコト
- (3) 整理統合ハ雜漫合併ニ依ラス各地域内ニ於テ適當ナル一社ヲ選ビ之ニ吸収セシ
 ムルコト
- (4) 整理統合ノ中心トナルべきモノハ以下合併會社ト謂フ一ノ資務條件ハ左ノ通ト
 スルコト
 - (イ) 技術及經營内容ノ優レタルモノ
 - (ロ) 將來ノ擴充發展ニ對スル資力充分ナルモノ
- (5) 合併會社ノ吸收スべき事業ハアルミニウム製造事業ニ其ノ新屬事業及之ト關係
 不可分ナル事業トスルコト
- (6) 事業譲渡ノ場合ニ於ケル之ガ對價ノ決済ハ讓渡會社ノ現物出資ニ依ル讓渡會社
 株式取得ノ方法ニ依ラシムルコト

(4) 合併ニ依リ解散スル會社及事業ヲ讓渡スル會社ハ事業ト共ニ必テ又技術有及勞務者ヲ提供セシムルコト

(3) 合併會社ハ整理統合ニ依リ新ニ採用スル従業員及勞務者ニ對シテ差別待遇ヲ為ラザルコト

(7) 事業ヲ讓渡スルキ會社其ノ讓渡スル單據ニ對シテ從來原料材料ヲ供給シ居ル場合ニ於テハ從來ノ供給關係ヲ優先的ニ認メ之ガ償付等ニ對シテ同及的從來並ニスルコト

(13) 具體參考案(本定)

(1) 關東地方

昭和電工
東北振興

日本強金屬

日本曹達
國產輕鐵
日東化學

(2) 關西地方

住友アルミ製鍊 大阪 鹽業

住友化學 浅田化學

C. 實施方法

當初ハ勸誘ニ依ルコトトシ要スレバ強制合併又ハ強制事業讓渡若ハ強制委任經營ノ方法ニ依ル

(三) アルミニウム加工工業

A. 方針

(1) アルミニウム板製造業

資本及設備大ナルモノニシテ技術、能率共ニ優秀ナリト認メラレルモノニ企業ハ適正規模標準以上ノモノノ程度ヨリ中核會社トシテ指定シ残余ノモノノ又々之ヲ適宜分割統合セシム

(2) アルミニウム管棒製造業

資本及設備大ナルモノニシテ技術、能率共ニ優秀ナリト認メラレルモノノ一五企業ハ適正規模標準以上ノモノノ程度ヨリ中核會社トシテ指定シ之ニ對シ残余ノ企業ヲ管棒製造業六社程度ヲ管棒製造業九社程度ニ又々適宜分割統合セシム

中核會社

統合サレバギ會社

東京アルミニウム工業株式會社 株式會社高田アルミニウム製造所製造部

古河電氣工業株式會社 日本製箔株式會社

東海鉛管製造株式會社製造部

四 実施方法

當初の交渉に依りコトトシ要スレバ強制合併、強制事業譲渡を、強制委任經營ノ方法ニ依ル

四 マグネシウム製造事業

A 方針

(1) 内地各社ノ原料別ニ苦汁ヲ原料トスルモノト、マグネサイトヲ原料トスルモノ

ニ大別シテ整理統合スルコト

(2) マグネシウム需給ノ現況ニ鑑ミ過少規模工場及老朽非能率工場ハ事業ヲ休止ヲ命スルコト

(3) 其ノ他ノ條件等ハアルミニウム製造事業ノ整理統合ニ準スルコト

B 具體參考案(未定)

(1) 事業ノ休止ヲ命スルモノ

日本曹達、岩瀬工場 (老朽)

日本マグネ、東京工場 (過少規模)

(2) 整理統合案

(1) 苦汁ヲ原料トスルモノ

天倉 鑛業
信越 化学

理研 金属

(2) マグネサイトヲ原料トスルモノ

關東 電化
東亜 輕金属
日本 マグネ

C 實施方法

當初ハ交渉ニ依ルコトトシ要スレバ強制合併、強制事業譲渡若ハ強制委任經營ノ方法ニ依リ

(五) ピッチゴークス製造事業

A 方針

- (1) ビツク及ビツクエコークスノ生産ニ付一貫作業ヲ為シ居ル會社又ハ優秀設備ヲ有シ居ル者ハ整理統合ノ範圍外トス
- (2) 残餘ノ小規模工場ハビツクノ生産地毎ニ整理統合シ、可及的ビツクノ生産工場ノ隣接地ニ優秀設備ハコツハラス又ハ住友式ノ工場ヲ建設セシム
- (3) 新設工場ノ建設完了シ之ガ操業ヲ開始シタルトキハ直チニ現行各工場ノ操業ヲ廢止セシム
- (4) 新設工場設地ハ東京又ハ神奈川、大阪、兵庫、福岡トス
- (5) 整理統合會社ハ各地域別ニ一會社トシ、各社ハ何レモ日本ビツクエコークス工業組合(設立中)ニ加入セシム

B 具體策

前記方針ニ依リ明ナリ

C 寶池方法

整理統合及設備ノ改造ハ強制命令ニ依ルモノトシ政府ニ於テ設備ノ改造ニ要スル半額ヲ補助セントス

(六) 鉛管、鉛板製造業

A 趣旨

原料自ノ道直セル現状ニ鑑ミ設備並ニ技術ノ優秀ナル工場ヲ高貴ニ活用シ原料ヲ最も有効適切ニ利用セシムル為メ左記ノ要項ニ依リ整理統合ヲ実施セントス

B 方針

- (1) 設備能力、製造技術優秀ナリト認めラル、之ヲ中核体トシ之レニ次々地域等ヲ考慮シ企業統合ヲ行ハシム
- (2) 統合ニ當リテハ情勢ノ変化ニ依リ資材ノ増加アル場合ニ対応スル採水工業全体トシテ或ル程度ノ余力ヲ保有セシム

C

現在ノ業者数ト統合後ノ見込数

現在鉛管板工業組合所屬業者ハ十二社ニシテ

岡 東 七社
 岡 西 五社
 見込ニ統合セントス

口 統合ノ形態

有限会社又ハ株式会社トシテ設備ヲ集中スルコトヲ原則トス。

(七) 産線業

A 趣旨

設備並ニ技術ノ優秀ナル工場ヲ高度ニ活用シ逼迫セル原料ヲ最ニ有効適切ニ利用セシムル爲メ統制会ノ設立ト共左記方針ニ基キ企業ノ整理統合ヲ実施セントス

B 方針

1) 整理統合ニ当リテハ原材料ノ増加ナル場合ニ対応スル爲メ産線業全体トシテ琢ル程度ノ余力ヲ保有セシム。

2) 適正企業単位ヲ定メ之レニヨリ既在企業ヲ整備セシム

3) 適正企業単位ニ定メザルモノハ適正企業単位ノモノニ吸収セシム

ルカ又ハ適正企業単位トナル様合同セシム

4) 設備又技術優秀ナルモノハ之レヲ整理ス

5) 既在ノ業者数ト統合後ノ見込数

現在ノ業者数ハニニハニシテ整理統合後ハ約ハ〇ノ見込ナリ
口 合同方法

資本的又ハ製造工程上ノ関係ヲ考慮シ地域別品種別ニ之レヲ合同シム

E 合同ノ形態

株式会社又ハ有限会社トシテ設備集中スルヲ原則トス

鉄鋼局関係

製鉄事業(普通鋼関係恒伸鉄工業ヲ除ク)

八方針

(1) 製鉄工場ハ小規模工場ノ乱立ヲ整理統合シ遂次能率高キ鉄鋼一貫ノ大規模工場タル実質ヲ具備スル如ク集約スルコトヲ目途トス
 既存工場ノ位置其ノ他ノ関係上單一文工場ニ集約シ得ザル場合ハ地域的ニ成ル可ク鉄鋼一貫又ハ其ノ近似形態ヲトリ得ル如ク統合ス
 (2) 右ニ至ル道程トシテ差当リ生産作業上ノ合理化及統合(重点的生产割当)ヲ行ヒ次ニ資本又ハ企業畫的統合(企業ノ整理統合)ノ実質ニ移ル
 本計畫ノ実施ニ付テハ鉄鋼統制會ヲ全面的ニ活用ス

必要領

(1) 前項方針ニ基キ整理統合ハ次ノ順序ニ行フモノトス
 各社ノ品種別生産能力中ソノ優良ナルモノニ重点的生产割当ヲ行フ
 (2) 前項ノ生産統制ニ当リ必要ニ応ジ乱立スル小規模工場ハ整理シ優秀鉄鋼一貫會社ニ集約統合セシムルコト

(3) 既存工場ノ位置其ノ他ノ関係上地域的ニ中核トナルベキ優秀鉄鋼一貫會社ナルトキハ先ツ生産作業ノ地域的聯繫ヲ緊化セシメ次ニ資本的ニ統合セシムルコト

措置

(1) 高能率工場ニ集中生産ヲ行フ結果左ノ如ク能率工場ヲ終止セシムルコト要ス

工場種別	停止工場数
大形	一
中形	一〇
小形	一〇
薄鉄板	一
厚鉄板	八
薄板	六
ブリキ板	五
計	四四

(2) 前項實施ニ依リ他ニ急解又ハ買収セシムル必要アル會社ハ左ノ如



- 城東製鋼（小 板）
- 以外製鋼（中 小 板）
- 東洋製鋼（薄 板）
- 東洋鋼板（バリキ）
- 東海鋼業（中 小 板 厚 板）
- 東京鋼鐵（小 板）
- 東京製鉄（中 板）
- 扶桑鋼業（バリキ）
- 小倉製港（小 板）

以上九社

尚合併又ハ買収等ノ措置ニ依ラザルモノニ付テハ板整理企業ノ度
 ヲル経済的損害ノ程度ニ依リテ既補償金（統制会ノ指導監督ノ下
 ニ重炭作業会社及板整理会社ノ相互補償ニ依ルモノ）又ハ産業設
 備貸出ノ補償等ハ買収ヲ考慮スルモノトス

13) 整理総合要綱案ハ大体十一月中ニ政府ニ於テ之ヲ決定シ、前記等
 案ニ基ク実施案ヲ十一月中ニ鉄鋼統制会ニ於テ複製シ政府ノ承認
 ヲ得テ昭和十七年一月ヨリ実施スルコト但シ局部的ニ急意実施シ

得ルモノハ改案ノ都度逐次実施スルコト

(二) 伸鉄工業

A 方針

日本伸鉄工業組合ハ伸鉄工業ノ一元納經營ヲ目標トスル組合機能
 ノ強化ニ依リ伸鉄業ノ整理統合ヲ断行シ其ノ經營ヲ合理化ヲ図リ
 以テ工場能率ノ増進、資材ノ有効利用並ニ生産費ノ低下ニ資スル
 キモノトス

B 要領

- 1) 各組合員ハ其ノ所有ニ係ル伸鉄工場ノ經營並ニ其ノ附属設備ノ
 使用ニ関スル事項ヲ組合ニ委任スルコト
- 2) 前条ニ依リ經營ヲ委任スル事業ノ範圍ヲ右ノ如ク定ムルコト
- イ 鋼板ノ製造
- ロ 伸鉄管ニ次製品ノ製造
- ハ 特殊鋼壓延作業
- ニ 前三項ニ附帯スル事業



(3) 組合ニ於テ委任經營ヲ爲スニ付テハ之ガ經營ノ任ニ當ル機關ヲ設置シ且機關ガ最モ迅速敏活ニ經營ニ關スル業務ヲ執行シ得ルカ如クスルコト

尚右機關ガ組合ヲ代表シ其ノ業務上重大ナル事項ヲ決定スルニ當リテハ豫メ當該事業ノ監督官廳ノ承認ヲ受クルモノトス

(4) 水件實施直前ノ各工場及社殿ハ組合ニ移譲シ各工場在庫品ハ適正ナル償務ヲ以テ組合ニ譲渡スベキモノトス

C 措置

前記方針及要領ニ基キ組合ニ於テハ經營ノ任ニ當ル單位ヲ整理シ極力經營ノ合理化ヲ圖ル趣旨ニ於テ企業ノ統合ヲ企圖シツ、アルカ之ガ具體的方策左ノ如シ

- (1) 広島縣新町ニ於ケル一〇ノ企業單位ヲ統合シ三トナシタリ
又ニ残存ノ一五單位ヲ五ニ統合スベキ目下進行中ナリ
- (2) 大坂地方ニ於ケル三三ニ五單位ニ付テモ一〇ニ準ジテ統合ヲ予定ナル
モ里莫的採業實施ノ結果目下休止中ノモノハ八單位在リ

(3) 東京地方ニ於ケル一八單位ニ付テモ一〇ニ準ジテ統合ノ豫定ナル
モ里莫採業實施ノ結果目下休止中ノモノニ單位在リ

(4) 仙臺工業ハ右三地區以外ニ九州地方五單位、名古屋地方四單位
其ノ他ニ若干單位アルモノ等ニ付テモ前各節ニ準ジテ漸次統合ス
ルコトノ致シ度シ

(三)

特殊鋼製造事業

A 方針

特殊鋼業界ニ於ケル重工業ヲ強化徹底スルガ爲ニハ各製造業者ノ生産分野ヲ確定シ製造ノ専門化ヲ図ルト共ニ原料関係ヨリ漸次遊休化ノ傾向ニ在ル尙少業者ノ整理統合ヲ断行スルノ要アリ

統合ノ方針トシテハ一定規模ヲ標準トスル統合又ハフックヲ別ノ統合者ノ形式的措置ニ依ラス個々ノ會社ニ付其ノ技術設備ヲ特殊製造業者トシテ適當ナリヤ否ヤヲ審査シ、不適當ト認めラルル者ニ對シテハ後記ノ如ク措置セントス

B 要領

現在特殊鋼協議會加盟會社八十社アリ、其ノ他組合ニ加入申込中ノモノ四十社アルモ其ノ中現実ニアウトサイドトシテ操業中ノモノ幾何ナリヤハ明瞭ナラザルヲ以テ目下調査中ナルモ差当リニ十一社ヲ本措置ノ対象トセリ

存続ヲ不適當ト認めルモノヲ左記要領ニ依リ整理統合セントス（其

ノ結果存続会社二十社及自家用九社トナル
(1) 活用スベキ設備ヲ有スル會社

- (1) 重炭会社ニ合併セシムルコト(十三社他ニ合併四社)
- (2) 重炭会社ニ委任経営セシムルコト(六社)
- (3) 戦時産業振興財團ヲ通ジテ重炭会社ニ買取ラシムルコト(八社)
- (4) 重炭会社ニ直接買取ラシムルコト(三社)
- (5) 活用スベキ設備ヲ有ヒカル會社
- (6) 特殊鋼業以外ノ製造業者トシテ存続セシムルコト(二十四社)
- (7) 振興財團又ハ更生金庫ニ買取ラシムルコト(十九社)

C 措置

- (1) 特殊鋼會社トシテ存続セシムベキモノ
 - 日本特殊鋼 A B 日本ニツケル A 三菱重工業 A B 豊田製鋼
 - 日 鉄 A B 特殊製鋼 A B 昭和特殊製鋼 A B 小坂製作所 A B
 - 日本高岡波 A B 三菱鋼材 A B 日立製作所 B 東京芝浦電気
 - 日本製鋼所 A B 川崎重工業 A B 住友金屬工業 A B 理研工業 A B

(2) 存続スベキ會社ニ合併セシムルモノ

- 日本鋼管 A B 大同製鋼 國光製鐵 B 日本精工 A B
- 日本金屬工業 A B 神戸製鋼 A B 以下自家用原料製造会社 パイロット萬年筆
- 日本電解 不二越鋼材 A B 日産自動車
- 鐵塔鋼業
- 以外製鋼
 - 東洋スチール A 大同製鋼ニ
 - 東邦重工業 大同製鋼ニ
 - 東邦製鋼 大同製鋼ニ
 - 石産金屬工業 A B 日本製鋼ニ
 - 日本特殊鋼管 日本製鋼ニ
 - 日本スラントス B 住友金屬ニ
 - 関東特殊製鋼 B 神戶製鋼ニ
 - 大阪特殊製鋼 神戶製鋼ニ
 - 帝國製鐵 日立製作所ニ
 - 関東製鋼 日立製作所ニ



× 東京シヤリンク

日本鋼管

尾崎製鋼

尾崎製鉄

東北金屬工業 AB

合併

東北特殊製鋼 AB

合併

日本矽鉄 AB

合併

小陽製鋼 AB

合併

(3)

存続スベキ會社ニ委任經營セシムルモノ

野 鋼

凡富特殊製鋼

特殊製鋼

× 大和製鋼

住友金屬

日本火工 AB

日東製鋼

日本特殊鋼

丸子製作所(東組)

(4)

特殊鋼製造設備ヲ存続スベキ會社ニ直接買取ラシムルモノ

日本曹達 AB 日本鋼管 三菱鋼材 日立製作所

(5)

日本以鐵 AB 大同製鋼

東洋電機

特殊鋼製造設備ノ範圍ニ買取ラシムルモノヲ特殊鋼製造會社ニ引取ラシムルモノ

東邦製鐵所

東栄製鉄(横浜)

東栄製鉄(千住)

大改製鋼 AB

浜野セメント

伊丹製鋼

徳山製鉄

秋田製鋼

(6)

特殊鋼製造事業以外ノ事業ニ轉換セシムルモノ

富 製鋼

大谷重工業

日重製鋼

中山製鋼所

瀧永田造船所

秋木機械

土佐電気製鋼

發動機製造 (改組)

日本工具製作 (改組)

大政重工業 ()

中山鋼業所 ()

大政機械製作所 ()

三和特殊製鋼 ()

日新製鋼 ()

ソシノ製鐵 ()

福島鐵製造所

武原電気製鋼所

(7)

總圖又ハ更生金庫ニ買取ランノ産業セノムルモノ

耐鑄鋼管

旭東特殊製鋼 (改組)

大日本セロイド ()

関西特殊製鋼 ()

東京合金 (京組)

東京特殊鋼 ()

川崎特殊 ()



- × 蒲田特殊鋼（京組）
- × 東鋼重特殊鋼
- × 横賀製作所
- × 東西企業
- × 岡田工業
- × 東邦製鋼所（大阪）
- × 玉川特殊
- × 東和特殊鋼
- × 東京製鋼
- × 九三製鋼
- × 東邦製鋼
- × 日本重工業

(四)

鉄鋼第二次製品製造事業

A 方針

- (1) 整理統合ノ方法ハ技術設備 其ノ他ノ経営内容ノ優秀ナル工場ヲ中心トスルコトヲ原則トスルモ統合セラルベキ者ノミニ依ルル併會社ノ新設ヲモ之ヲ認ムルコトトス 但シ右ハ單ナル資本的結合ノミニ止マランムルコトナク現実ニ操業異ノモノノ完全ナル結合ハ技術者及勞務者ノ結合ムルコトヲ要スルコト
- (2) 尚前項ノ実施ニ當リテハ製品ノ種類 工場ノ所在地 原材料ノ供給關係 資本關係等ヲモ斟酌シテ行フコト
- (3) 統合体タル新企業ニ對シテハ一定ノ機械設備規模以上ノモノクモシハルコト
- (4) 會社ノ合併又ハ事業譲渡ノ條件ハ原則トシテ當事者間ノ自由ナク契約ニ依リテ決定セシムルモノトスルコト
- (5) 新統合体ハ整理統合ニ依リ新ニ採用スル従業員及勞務者ニ對シテ差別待遇ヲ為ササルコト



(6) 整理統合ノ実施並ニ之ヲ促進ハ當該事業ノ統制団体クル統制會社
 又ハ工業組合ヲシテ政府ノ指導ノ下ニ之ヲ行ハシムルコト
 (7) 外地ニ於テモ内地ト同一方針ニ基キ整理統合ヲ爲ス如ク措置スル
 コト

B 要領及措置

(1) 釘、針金、鉄線

(イ) 現企業者ノ地域別所在數ハ左ノ通トス

東京府	一六
愛知縣	三
大政府	七八
兵庫縣	二〇
福岡縣	五
計	一二二

(ロ) 弱小企業者多數存在シ且斯業ノ性質上集中生産ヲ爲スヲ適當ト
 認ムル事業ナルニ付尠クトモ之ヲ三分ノ一程度ハ五十名内外ノ

(ハ) ニ整理統合スルコトトス

新設備ヲ可及的設置ニ置換ハシムルト共ニ企業能率ノ向上ヲ
 図リ生産ノ確保乃至増強ニ努メシムルコト

(2) 綱索

(イ) 現企業者四十一名ノ作業内容左ノ通トス

(a) 線材ヨリ綱索迄ノ一貫作業ヲ爲ス者十一名

(b) 鐵線ノミヲ爲ス者三十名

(ロ) 前項各ノ該當業者ハ鐵線單獨業者ハ概テ弱少資本ニシテ且後
 術優秀ヲラズ依テ之ヲ左ノ通統合マシムルコトトス

(a) 一貫作業者ト從來ヨリ作業上又ハ資本關係等ニ関係性アル者
 ハ之ヲ一貫作業者ニ吸收セシムルコトトス

(b) 前項以外ノ者ハ單獨供給工場ト台体ノ上一貫作業形態ヲ有セ
 シメタル上之ヲ一乃至二ノ合同會社ト爲サシムルコト

(c) 前(a)及(b)ニ依リ整備シタル上更ニ整理統合ノ強化並ニ生産ノ
 強化ヲ圖ルモノトス



(3)

重信鉄板

現企業者十六名中單獨鑄金業者九名アリ其ノ中弱少資本ニシテ月
改可優劣ナラズルモノヲ整理統合セシムルコトトシ全企業者致ラ
十名内外ニスルコト

(4)

鉄環釘

(イ) 現企業者數ハ約一千名アリ其ノ中多數ノ過小規模企業者存存ノ
ルヲ以テ之ヲ左ノ何レカノ設備規模以上ノモノニ整理統合シ約
二百五十名程度トスルコト

フレクシヨンパレス

三台以上

落下槌

三台以上

丸鋼製又ハ平鋼製ナット製造機

三台以上

ボンケングパレス又ハパーパレス計

六台以上

(ロ)

仲鉄業者及製鉄業者ニシテ鉄環釘ノ製造ヲ爲スモノニ付テモ前
項ノ規準ニ依ランムルコトハ該業者ハ種メテ少數ナリ

(ハ)

尙目下斯業ノ一元的統制機關トシテ統制會社ヲ設立準備中ナル

(5)

鐵力製品

カ右會社ノ設立後ハ更ニ整理統合ノ徹底ヲ期スルト共ニ生産ノ
確保乃至増強ヲ因ラシムルコトトス

(イ)

鐵力製品工業中目下整理統合ノ対象トシテ最モ其ノ実施ヲ以テ

トスルモノハ鐵力雜罐業者ニシテ其ノ業者數ハ約五百五十名ノ

リ其ノ中大多數ハ過少規模企業ナルニ付之ヲ左ノ設備規模以上

ノモノニ整理統合セシムルコトニ依リ約百名内外トスルコト

パーパレス

六三台

中三台

小三台

自動ロール

二台

エキセントリックプレス

五台

セミトウシーマ

二台

アドリン

二台

フレンジヤ

及一台

モ一ター八馬力一十五馬力

附屬機(一切断機ハセオリ)

(四) 鐵力雜踏ハ生産地ト需要地トノ關係カ極メテ密接ナルモノニ行
整理統合ニ當リテハ地方的事情ヲモ對酌スルコト

(ハ) 王冠、五ガロン、籠等ニ付テモ現企業規模標準ヲ更ニ引上ケシム
ルコトヲ要スルモ目下鐵力關係工業ヲ綜合シタル統制機關ノ設

立ヲ準備中ナルニ付將來之ヲシテ具體的整理統合強化ノ措置ヲ
講セシムルコト

(イ) 現企業者四十名アルモ之ヲ整理統合シ二十名内外ト為スコト

(ロ) 整理統合ノ結果引續キ事業繼續ヲ為ス工業者ハ熔接機、鍍金機
等一貫シタル設備ヲ有シ且一定規模以上ノモノヲラシムルコト

(ハ) 部區ノミヲ製造スル業者ニ付テハ可及的之ヲ熔接設備ヲ有スル
業者ニ統合セシメ、一貫操業ハ実ヲ尋ケシムルコト

(6) 電線管

(7)

其ノ他

其ノ他ノ製品類ニ付テモ大略前記各製品ノ要領ニ準ジ逐次之ヲ整

理統合ノ具體的實施ヲ図ルモノトスルコト



三、化学的関係

(一) 硫酸工業

A. 方針

(1) 硫酸製造設備（薄硫酸）ハ硫酸ノ製造販賣ノミヲ目的トシテ設置セラルルモノ少ク其ノ大半ハ過磷酸石灰、工業薬品等ノ製造ノ主目的トシテ設置セラレ居ルモノナリ而シテ硫酸製造設備ノ一部ガ遊休スルノ己ムナキニ至リタルノハ主トシテ燐鉱石ノ輸入に伴フ過磷酸石灰ノ生産額ニ依ルモノナレバ遊休設備ノ整理、活用及維持ニ関シテハ單ニ硫酸ノミノ見地ヨリ之ヲ攻究スルコトハ適當ニシテ過磷酸石灰製造業ノ整備案ト关联セシメテ具體案ノ究施策スルモノトス

(2) 遊休硫酸製造設備ノ整理、活用及維持ニ付テハ硫酸が食糧増産ニ必要ナル過磷酸石灰ノ製造ニ不可欠ノモノ、ミナラズ化学工業ノ基礎的物質ナル關係上當然現在ノ状態ニ維持シ置クモノトス

以要領

上述ノ如キ特殊事情ヨリシテ本遊休設備ハ凡テ産業設備密團ニ於



テ買収ノ上維持スルモノトス

乙 措置

薄硫酸製造設備即チ鉛室式及塔式製造設備年産能力三三〇〇千セ
ヲ容体トシ其ノ約一五%ヲ整理セントスルモノニシテ主ナル工場
左ノ如シ尙整理維持ニ要スル資金約一四九千円ナリ。

日産化学工業株式会社

函館工場

〃

玉子工場

〃

七尾工場

〃

鎌 工場

〃

大津川工場

〃

名古屋工場

大日本特許肥料株式会社

大阪工場

日本硫酸株式会社

大阪工場

ラサ工業株式会社

大阪工場

青藤硫酸株式会社

大阪工場

其ノ他

丙 硬化油工業

A 方針

硬化油工業ニ付テハ資本均係地理的條件其ノ他ヲ考慮シ企業ノ合同
ヲ為シ、合同体ハ其ノ所屬工場中優秀ナルモノヲ最高度ニ利用スル
コトトシ以テ経営ノ合理化、生産力ノ増強、資材ノ有効利用ヲ圖ル
モノトス

B 実施方針

- (1) 企業合同ノ單位乃至標準等ハ別ニ定ムル硬化油工業整備委員會ニ
於テ之ヲ立案シ商工省ノ承認ヲ受クルモノトス
- (2) 合同体ニ対スル動植物油等ノ原材料ノ供給量ハ大体现狀程度ヲ以
テ最大限ト豫定シ、合同体ハ右原料ヲ其ノ所屬工場中設備乃至技
術ノ優秀ナル工場ニミ根拠テハ作業工場ニ、他ノ工場ハ之ヲ休
止セシムル様計畫スルモノトス
- (3) 作業工場及休止工場ノ区別ハ合同体ニ於テ之ヲ均シ企業整備委員
會ノ議ニ附シ之ヲ決定スルモノトス

- (4) 企業整備委員会ハ日本硬化油工業組合内ニ設置シ商工省ノ指定ナル委員ヲ以テ之ヲ組織ス
- (5) 休止工場ハ産業設備営團ヲシテ之ヲ保管シ又ハ買取ラシハルモノトス
- (6) 工場ノ休止ニ依リ生スルコトアルベキ失業問題ニ付テハ當該工業省ニ於テ勤務喚又ハ轉職斡旋ノ措置ヲ講ズルノ外日本硬化油工業組合ニ於テ斡旋ノ斡旋ヲ為スモノトス

C. 措置

(1) 実施方針第一項ニ依リ合同スル工場ハ左記ノ通トシ、合同体ハ各當該下記ノ工場ヲ産業設備営團ニ保管又ハ買取ラシムル様措置スルモノトス

記

- 合同体
- 日本油脂株式会社
- 日本曹達株式会社
- 第一工業製菓株式会社

- 保管又ハ買取
- 日本油脂 室蘭工場
- 日本曹達 二本木工場
- 第一工業 大阪工場

- ライオン油脂株式会社
- 大日本油脂株式会社
- 大阪酸水素株式会社
- 浪速油脂株式会社
- 日華化学株式会社
- 小倉油脂株式会社

- ライオン油脂 平井工場
- 浪速油脂 大阪工場
- 小倉油脂 小倉工場

保管人買取ル工場ノ設備金額總計
四七〇〇千圓(概算)

イ. 方針

ソノ工業業ハ第一 次生産力振起計畫ニ基キ、コレガ設備振起ニ努力シ、昭々ソノ目的ヲ達成シ得タルモ、近時極度ニ低下セル輸送費ハコレガ原料工業盛ノ供給減ヲ來シ、ソノ操業率ハアンモニアノイダ法四〇パーセント、電解ソーダ法六〇パーセントニ過ぎズ、設備ノ過半ハ休止状態ニ在リ、操業率低下ニヨル生産費ノ昂騰僅少ナズ、低物價策ト背馳スルノ憾ミ少トセス、他面ソーダ工業業盛ノ

需要増大ニシテソノ重要性モ亦益々増大ノ傾向ニアルヲ以テ、彼此
勘案シ、左記ノ如ク企業整備ヲ為サントス

(イ) 一部休止設備ハコレヲ戦時中維持スルコト

(ロ) 原料工業塩ヲ供給シ得ル範囲内ニ於テ高能率工場ノミヲ操業セン
ハルコト

Ｂ 要 領

輸送状況ヲ考察シ原料工業塩ト所要石炭ノ供給状況ニ即應シ、高能
率操業ヲ実施スル為、アンモニオダ法工場ニ於テハ地理條件ニ
應ミ且優秀ナル設備及技術ヲ有スル工場ノミヲ操業セシメ他工場
ハ一時操業ヲ休止セシム、而テソノ設備ハ戦時中維持スルモノトス
溶解ソーダ法工場ニ於テモ副生塩素ノ利用度ヲ考慮シ、上述ノ要領
ニ依リ遊休設備ヲ財團及業者ヲシテ保有セシメ一部ハ他ニ活用セシ
ムルモノトス

Ｃ 措 置

アンモニオダ法工場中現ニ休止中ノ左記ニ工場ハ財團ニ於テ、

ソノ設備ヲ買取り保管スルモノトス、コレガ金額約一千七百餘萬圓
ナリ

日産化学工業株式会社小野田工場

川南工業株式会社蒲崎工業所

九州曹達株式会社新田工場

現在操業中ノモノ四工場ノ中ニ工場ハ休止セシメ、コレガ設備ハ概
テ財團ヲシテ保管セシムルモノトス、コノ金額約五千三百餘萬圓ト
ス、

患解ソーダ法工場中左記工場設備ノ一部ハコレヲ財團及當該企業者
ヲシテ保有セシメ一部ハコレヲ他ニ活用セシムルモノトス、此等ノ

總金額ハ四千百餘萬圓ナリ

右ニ該當スル工場名大路左記ノ如シ

北海道曹達株式会社伏木工場

吳羽紡績株式会社錦工場

保土ヶ谷化学工業株式会社保土ヶ谷工場

大阪曹達株式会社小倉工場
大阪曹達株式会社尾崎工場

旭ベンベルグ絹絲株式会社並岡工場

白毫化学工業株式会社高島工場

日本曹達株式会社高岡工場

合名会社尾崎染料化学工業所

株式会社中山製鋼所和歌山工場

味素本舗株式会社鈴木商店工場

味素本舗株式会社鈴木商店工場

等

四 エメント工業

イ 方針

エメント工業ニ於ケル企業形態ノ合理化ニ依リ資材ノ有效ナル利用
ト重點ヲ養生並ニ可能ナラシムルヲ以テエメント工業ノ合同ヲ行ハシム
ルト共ニ石炭ノ削減ニ因リ生ズル道休設備ノ整理ヲ行ハントス

五 要領

エメント工業ノ合同ニ際シテハ各企業が原則トシテ原産地工場及有
賞工場ヲ保有スルノトヲ方針トシテ之ヲ指導ヲ行ヒ、資本系統ノ同
一ニスルモノハ原則トシテ全部合同セシム、且合同ニ依リ資材ノ設
備及設備ノ交換融通ヲ可能ナラシムルモノトス
道休設備ノ整理ニ際シテハエメントノ地域別需給關係ヲ考慮シ當該
地域ノ生産ヲ以テ需要ノ全部又ハ大部分ヲ充足シ得ルコトヲ標準ト
シテ今後原料ヲ要スル設備及産業設備等團ニ於テ買収ノ上聘用又ハ
廢業ヲ為スベク設備ヲ決定スルモノトス

六 措置

- 一 刺産会社ヲ除クテ本社ヲ合同セシメテ六社ト為シ刺産会社ヲ併セテ
十社ト為ス
- (1) 茨野セメント、小野田セメント、懸城セメント、大阪窯業セメン
ト、秩父セメント、宇部セメント以上専業者
- (2) 日本製鉄、徳山曹達、日本高野セメント、三井物産

左ニ掲グル工場設備ノ一部ハ産業設備管理團ニ於テ買取保存セシムルモノトス

四倉、八戸、門司、大船渡、小倉、徳山、秋分、大板、小菅川、七尾、宇部、糸崎、後藤寺

右ニ要スル金額ハ約一〇、六五〇、〇〇〇圓ナリ

(九) 再生ゴム工業

A 方針

高度國防國家建設ヲ目的トスル再生ゴム工業ノ整備ニ當リテハ國際情勢ニ對應シ斯業ノ生産高度化並ニ經營ノ合理化ヲ一層高効率化ノ資材ノ適切有效ナル利用ヲ圖ル為現存企業ノ高度整備ヲ実施セントス

B 要領

- (1) 再生ゴムノ生産目標ハ月産約七〇〇噸トシ將來ノ増産ニ備ヘ最少限度約一五〇〇噸ハ生産シ得ル如ク設備ヲ残置スルモノトス
- 右セ〇〇噸ハ原料屑ゴムノ配給可能豫定量ヲ以テ決定セルモノナリ

- (2) 残存工場ノ銓衡ハ生産技術、生産設備、經營内容及生産実績ニ依リ月産一五〇〇噸以内ニ於テ之ヲ為スモノナリ
- (3) 右ニ依リ銓衡セラレタル残存工場中ヨリ再生ゴムノ地域的需要量並屑ゴム蒐集量及國上の條件ヲ參酌ノ上國家的要請ニ從ヒ中核工場ヲ選定セントス
- (4) 整備ニ當リ軍關係工場ハ軍當局ノ意向ヲ可及的ニ考慮シ措置スルモノトス

C 措置

- (1) 要領第一項ニ依リ生ズル八〇〇噸生産ヲ得ル遊休設備ハ左ニ依リ措置スルコト
- (2) 残存ニ六工場中A工場ハ遊休設備ノ七割ヲ財團ヲシテ買上シメ、B工場ハ遊休設備全部ヲ買上シムルモノトス
- (3) A工場ハ月産五〇噸以上トス
- B工場ハ月産五〇噸未満トス
- A工場



グリヂェストンタイヤ株式会社 六七〇、〇〇二
 日本再生ゴム株式会社(夕留米) 五〇八、九二一
 理研護謨工業株式会社 五〇八、九二一
 東叻護謨工業株式会社(甲南) 三三三、八四三
 政東制帶護謨株式会社(甲南) 三三三、八四三
 グリヂェストンタイヤ株式会社 三三三、八四三
 横浜護謨製造株式会社(甲南) 二五四、四六一
 東北振興ゴム株式会社 一八九、五七八
 北海道護謨工業株式会社 一八九、五七八
 日本ダンロップ護謨株式会社 二八五、七七五
 國産ゴム株式会社 一八九、二九四
 株式会社岸本商店 一四二、八八八
 東洋ゴム化学株式会社(川馬) 三四二、六〇八
 村岡ゴム工業所 一八四、三四五
 清瀬ゴム工業所 一五五、七五〇

計

四、六二〇、六四八

ビ工場

藤井化学工業場 一八九、一五〇
 安齊ゴム工業所 一八八、一五〇
 藤原ゴム中底再生工場 一四八、三五〇
 ト部ゴム工場 一四八、三五〇
 東洋再生ゴム工業所 一四〇、八五〇
 鷹羽商會ゴム工場 一四八、三五〇
 北福ゴム工業株式会社 一四〇、八五〇
 小島ゴム工業所 一四〇、八五〇
 早川ゴム製造所 一四〇、八五〇
 鶴岡ゴム工業所 一四〇、八五〇
 葦原ゴム製造所 九三、六九〇

計

一、六二〇、二九〇

合計

六、二四〇、九三八

（六）過磷酸石灰工業

A. 方針

肥料構成成分ノ供給源タル過磷酸石灰ハ原料燐鉱石ノ輸送供給源ニ基因シ其ノ採掘率ハ三〇%ニ達セズ而モ全国的ニ大量ノ設備能力ヲ保持シ在リ食糧増産ノ為肥料供給ノ確保ハ戦後ト虽モ必要缺ク可カラザルハ論ヲ俟タズ、從ツテコレガ設備ハ戦時中ニ於テモ之ヲ維持スベキモノトス、此立地的ニ此等設備ヲ検討シ備在地ニ於ケル設備ハコレヲ廢止スルモノト又

B. 要領

製造ノ配給ニ便スル為全国ニ工場ヲ散在セシムル様工場ノ配置ヲ考慮シ優劣ナル遊休設備ハ財團ニ於テ維持シ、低能率、劣悪設備ハコレヲ財團ニ於テ買収廢止スルモノトス

C. 措置

上述要領ノ如ク原料並製造配給上ノ立地條件設備ノ劣悪ナルモノハ財團ニ於テ買収廢止スル外一部ハ財團ニテ保有シ一部ハ外ニ轉用セシメン

四 機械局關係

(一) 重要機器製作担当工場

(1) 現下ノ緊急事態ニ應ジ軍需充足及生産力拡充ノ遂行ニ必要ナル重要機器ノ生産ヲ確保スル爲ノ重要機器ノ製作担当工場(統制会ノ會員タル工場)ニ資材、技術者、勞務者等ノ生産諸要素ヲ集中シ以テ工場ノ生産能率ヲ極度ニ發揮セシムルコトガ国家緊急事ナリ

(2) 重要機器ノ製作担当工場ニ於テ製作シツツアル製品ハ多量多様ナルヲ以テ更ニ各工場ノ生産能率ヲ向上セシメ機械ノ質的向上及不足機種ノ國産化ヲ図ル爲ニハ各工場ノ生産分野ヲ劃定シ製品ノ専門化ヲ行ハシムル要アリ依テ生産分野ノ劃定ヲ行ハシムルニ伴ヒ生ズルコトアルベキ設備、技術者、勞務者等ヲ優秀工場ニ集中セシムルニ秀企業ニ合併、事業譲渡、設備ノ譲渡ヲ行ハシムルモノトス

(3) 重要機器ノ製作ノ基礎トナルベキ鑄物、鍛冶品、製鐵ハ現存ノ重要機器製造工場、鑄物専門工場ノ能力ヲ以テ略々充分ナルモ製品ノ優良化、能率ノ増進ヲ図ル爲ニリ製作ヲ特定ノ工場ニ限定シテ集中生産ヲ行ハシメ以テ低級技術ヲ整理淘汰スルモノトス



石ノ特定轉物工場、鍛工吊工場ニ対スル集中生産ノ実施ニ伴ヒ各企業ノ整理合同ノ行フモノトス

(二) 重要機器製作担当工場以外ノ工場

(1) 重要機器製作担当工場以外ノ中小工場ニシテ從來重要機器ノ製作ニ関與セルモノハ其ノ能力ニ應ジ部品工場、下請工場トシテ整備スルモノトス

(2) 国民生活機器ノ製作工場ノ整備ニ付テハ國民生活用機器ノ最少限度ノ必要量ヲ確保スルコトトシ其ノ限度ニ於テ地方ノ実情ニ應ジ之等工場ノ整理統合ヲ行フモノトス

要領及措置

方針ノ具体化ハ政府指導ノ下ニ統制会又ハ工業組合ニ於テ「機械鉄鋼製品工業整備」ニシテ及之ニ基ク簡潔ニ基キ実施シツ、アリ

五、鐵維爲關係

(一) 人絹・スフ製造工業（概要）

A 方針

人絹、スフ製造工業ニ於テハ業ニ兼業セシテハ以上、専業各五〇社以上ノ企業單位ヲ目標トシ企業合同ヲ行、人絹工業ニ於テハ二十社ヲ十六社トシ「ブロツク」ニ、スフエ

業ニ於テハ三十三社ヲ二十四社十六ブロツクニ統合シ以テ弱少企業ノ一應ノ整理ヲ行ヒタルモ所要原材料ノ不足、労務者ノ補給等ノ事情ハ今後更ニ窮迫ヲ加フルモノト見ルベク依テ戦時下ニ於ケル國民衣料ノ給源トシテ能率ノ向上ヲ圖ルト共ニ其後ニ於ケル人絹、スフ工業ノ復元カラ考慮シ所要設備ヲ將來ニ保持シ斯業ノ基礎ヲ維持スル爲ニハ進ンデ各工場ヲ單位トシ集中時ニ整理統合ヲ行フノ要アリ

而シテ之ガ整理統合ノ実施ニ際シテハ一ニ其業園内ノ人絹、スフ用原材料トシテ原料バルブノ供給カラ考慮シ他ハ共業園内ノ他ノ鐵維資源ノ供給關係ヲ考慮シ人絹スフニ付テハ其ノ品質、特徴ヲ検討シ生活必需衣料資源トシテ適正用途ニ適正利用ノ途ヲ請ズルコト、シ以テ人絹、スフ工業將來ノ方途ヲ確立シ之ヲ基礎トシテ整理統合ノ具體的要領ヲ決定スルモノトス

B 要領

(1) 人絹製造工業

(a) 操業及休止設備ノ決定

(a) 現在人絹取合会ノ登録設備四六五、九五八錠（七五〇錠）ノ中操業、休止設備ノ決定ハ差当リ左ノ通りトス

操業設備

三七五兆(五〇%)

休止設備

三七五兆(五〇%)

計

七五〇兆

(六) 登録設備ノ八割ヲ実生産能力ト推定シ操業設備ニ付テハ差当リ実生産能力ノ

五割程度ノ操業率トスルコト

操業設備実能力 三〇〇兆 四五%操業月産約九〇、〇〇〇円

休止設備 " 三〇〇兆 "

(七) 操業設備ハ將來生産量ノ増減ニ應ジ操業率ノ増減ヲ行フ但シ生産量ノ増減甚

シキトハ之ニ應ズル措置スルコト

(四)(イ) 休止設備中不運等ナル設備約一五〇兆ハ必要ナル場合又ハ過剰ナル時期ニ於テ是等設備ノ

操業及休止工業ノ決定

(イ) 全工場ヲ左ノ二段階ニ区分シ各段階中ノ順位ヲ決定スルコト

(ロ) 操業工場

(二) 休止工場

(イ) 右ノ工場別決定ハ各工場ノ順位トシ左ノ基準ニ依ルコト

(ロ) 技術的條件

(イ) 製品品質ノ優劣

(ロ) 生産能率ノ高低

(ハ) 設備規模ノ大小

(二) 立地の條件

(イ) 工場ノ配置関係

(ロ) 原材料特ニ石炭ノ輸送関係

右ノ基準ノ外各工場ニ付其ノ特殊事情例ハバ技術、設備、経営ノ優劣、スフ製

造部門ノ重要主義トノ関係等ヲ考慮ノ上決定スルコト

(七) 生産割当

生産割当ハ一定ノ基準ニ依リ企業單位別ハプロツクノ場合ヲ含ムルニシテ為シ操

業工場ヲシテ生産セシムルコト

(八) 休止工場ニ対スル補償

休止工場ニ対スル補償ヲ為ス為共同計算ヲ実施スルコト

共同計算ハ各月ノ生産実数量ニ平均販売價格ト標準原價トノ差額ヲ乘シタル金額

ニ付テ行フコト

場ニ於テ生産スルコトヲ認ムルコト

(二) 休止工場ニ対スル補償

(a) 休止工場ニ対スル補償ヲ爲ス爲共同計算ヲ実施スルコト

(b) 共同計算ハ各月ノ生産実数量ニ平均販売價格ト標準原價トノ差額ヲ乘ジタル

金額ニ付之ヲ行フコト

(ホ) 重惠主義実施上ノ必要ニ應ジ各社ノ合同又ハプロックノ松花等ヲ認ルコト尚フ

ール資金ニ付必要ナル場合ハ特別ノ措置ヲ講ズルモノトスルコト

(三) 縮ハ・ソ紡績業及毛絲紡績業

(A) 方針

綿ス・ソ紡績業及毛絲紡績業ニ於テハ嚮ニ企畫合同ヲ行ヒ綿ス・ソ紡績業ニ在リテ
ハ一社最低五十萬鐘ヲ目標トシテ七十七社ヲ十四社ニ、毛絲紡績業ニ在リテハ一社
最低十五萬鐘ヲ目標トシテ三十八社ヲ八社ニ統合シ以テ弱小企業ノ整理ヲ行ヒタル
ガ右ノ実施ニ依リ各社ハ多数ノ工場ヲ有スルニ至リ生産ノ合理化ヲ爲シ得ル懸望ヲ
概ネ整ヘタルヲ以テ今後ニ於テハ現社ノ企業合同体ヲ基礎トシテ高度生産縮ハ方法
トシテ總テノ工場ヲ操業工場、休止工場及閉鎖工場ノ三種ニ分チ一方優秀工場ヲ操

業工場トシテニ生産ヲ集中シ他方戦後ニ於ケル紡績工業ノ復元ヲ考慮シテ此ノ際
生産ヲ休止スルモ將來操業可能ヲ豫定シテ維持スベキ工場ヲ休止工場トスルト共ニ
輸出産業トシテノ紡績工業が將來ニ於テハ大東亜经济圈ニ於ケル生活必需品ノ
供給部面ヲ担当スル産業トシテ其ノ基本性格ヲ変ヘルニ至ランコトヲ考慮シ將來
於テモ操業ノ見込ナキ工場ヲ閉鎖工場トシ之ヲ閉鎖セシムルモノトス而シテ閉鎖
場ハ單利用工場トシテ他産業ヘノ転換ヲ図ルト共ニ其ノ設備中劣悪ニシテ使用ノ
込ノキモノハ之ヲ廢棄セシムルモノトス

(B) 要領

(a) 操業工場、休止工場及閉鎖工場ニ設置シアル設備ノ總設備ニ對スル割合ハ綿ス・
ソ紡績業ニ在リテハ操業工場ハ五割、休止工場ハ三割、閉鎖工場ハ二割トシ毛絲
紡績業ニ在リテハ操業工場ハ六割、休止工場ハ三割、閉鎖工場ハ一割トスルコト
(実施者)

(2) 操業工場、休止工場及閉鎖工場ノ工場別決定ハ商工省ニテ爲スモ紡績工業ノ組
工業タル關係ト少数ノ優秀工場及少数ノ劣悪工場ヲ除キ大多数ノ工場ニ付テハ紡
績業全体ヲ通シテノ優秀ノ経産僅少ナル事情ニ鑑ミ先ヅ各企業合同体ヲシテ各社

ノ統設備中前項ノ割合ニ應ジ工場別ニ操業工場、休止工場及閉鎖工場ノ區別ヲ為シ之ヲ前項ニ提出セシムルコト（提出済）

(3) 企業合同体前項ノ工場別選定ヲ爲スニ當リテハ設備ノ良否、紡出番手ノ關係、原料、製品、石炭等ノ輸送關係等ヲ考慮スルコト勿論ナルモ防空關係、勞務關係、電力關係等ヨリスル現在地ニ將來ニ於ケル工業立地ノ條件ヲモ充分考慮セシムルニト特ニ東京、大阪、名古屋ニ存在スル工場ハ立地條件良好ナラザルノミナラズ、軍需工場ニ圍繞セラレ軍利用ノ要望大ナルニ鑑ミ可及的閉鎖工場又ハ休止工場、為ス様考慮セシムルコト

(4) 商工省ハ企業合同体ヨリ工場別選定ノ結果ノ報告ヲ受ケタルトキハ各社提出案ニ基キ更ニ立地條件等ヲ業界全体ヲ通ジテ綜合検討シ之ヲ決定スルコト

(5) 前項ノ具體的整理計畫作成後陸海軍ト折衝シ軍需用工場ヲ決定スルコト此ノ場合閉鎖工場ハ原則トシテ軍利用ノ要求ニ応ズルモノトシ休止工場ニ付テハ工場ノ全利用ハ原則トシテ遊ケ寄宿舍、倉庫等ノ一部利用ニ応ズルニ止メ、操業工場ノ軍利用ハ可及的ニ之ヲ遊ケルコト（打合中）

(6) 閉鎖工場ノ設備中將來使用ノ見込ナキモノトシテ廢棄スベキモノハ其ノ半數ハ

即全設備ノ一割尙餘約六萬噸トシ他ハ之ヲ格納又ハ保存シ他日大陸移転ニ備フルコト而シテ廢棄スベキ設備ハ成ルべく軍が工場全利用ヲ為スコトニ依リ他ニ撤去スベキ設備中ヨリ之ニ充ツル様努ムルコト尚休止工場ノ一部ニ付テハ特別ニ規定セラルル財團等ニ於テ買上ケ保管セシムルコト

C 措置

第二要領(四)ノ計畫ニ依ル各社別休止工場名及閉鎖工場消息ハ別紙ノ通りナリ（別紙省略）

大燃料局関係

(一) 石炭鉱業(一六八八)

A) 基本方針

(1) 鉱區整理 鉱區整理ニ依リ(一)閑廢ニ不適当ナル鉱區ノ形状ヲ変更スルコト(二)深部採炭ヲ容易ナラシムルコト(三)間隔地ニ於ケル炭層ノ開採ヲ為シ得ルコト(四)設備ノ合理的利用ヲ為シ得ルコト等ノ利益ノ増進ヲ以テ増産期待シ得ベキモノニ對シテハ之ガ実施ヲ為スモノトス此ノ場合ニ於テハ先ヅ當時者間ニ協議ヲ懇懇シ必要ニ応ジ重要鉱物増産法ニ依リ協議命令ヲ發スルモノトス

鉱區整理ノ実施ニ當リテハ小炭礦が大炭礦ノ鉱區分割ヲ希望スルモノ少クカラザルモ之ハ抑止スルコトトス



(2) 企業合同 經營能力及技術ノ活用、資本、資材、勞務及設備ノ合理的利用、炭質ノ向上及炭種ノ整理、生産費低下、鐵區整理等ノ利益ヲ期待シ得ベキ場合ニ於テハ極力當業者ニ對シ企業ノ合同ヲ悠遠シ必要ニ応ジ重要鐵物増産法又ハ國家總動員法ニ依リ之ヲ強制スルモノトス

企業ノ合同ノ促進ニ當リテハ小炭炭業者ノ大炭炭業者又ハ中炭炭業者ヘノ合併又ハ小炭炭業者相互ノ合併ハ前記ノ如キ利益ヲ期待スルコト困難アルヲ以テ之等ニ付テハ合併ニ依ル利益著シキモノヨリ漸次之ヲ行ヒ中炭炭業者、大炭炭業者相互間ノ合同ヲ図ルヲ主眼トスルモノトス

(3) 劣悪企業ノ事業停止 炭量少ク炭質劣悪ニシテ操業禁止スルモノ炭需給上差支ナキ低能率ノ炭炭ニ對シテ國家總動員法ニ依リ事業ノ停止ヲ命ズルモノトス

(4) 企業新設許可制 資材、勞務等ノ狀況ニ鑑ミ劣悪炭炭ノ出現ヲ防止スル必要アルヲ以テ鐵業權許可ノ有無ニ拘ラズ炭炭企業ノ新設ニ付

テハ國家總動員法ニ依リ許可ヲ發クモノトス

(5) 委託經營其ノ他 有望鐵區ニシテ技術、資金其ノ他ノ點ニ於テ經營者適當ナラザルモノニ付テハ之ヲ適當ナル經營者ニ委託經營者トシ委託經營セシメ又ハ企業合同、譲渡等ヲ為サシムルモノトス

B. 實施具體案

(1) 鐵區整理ヲ為スベキモノ

(1) 福岡鐵山並監督局管收

- 新 手 炭 鐵 (采甲炭鐵株式会社)
- 新 入 炭 鐵 (三菱鐵業株式会社)
- 新 平 和 炭 鐵 (南 興 貞 鐵)
- 尼ヶ崎伊三郎鐵區
- 海老津炭 鐵 (海老津炭鐵株式会社)
- 高 陽 炭 鐵 (福岡鐵業株式会社)
- 鯉 田 炭 鐵 (三菱鐵業株式会社)
- 網 分 炭 鐵 (森生鐵業株式会社)

- 三井山野炭 磁 (三井山山株式会社)
- 立川炭 磁 (大日鉱業株式会社)
- 相知炭 磁 (三菱鉱業株式会社)
- 江里炭 磁 (日清鉱業株式会社)
- 江迎炭 磁 (日本窒素鉱業株式会社)
- 札幌山監督局管内
- 白 糖 炭 磁 (ラリ工業株式会社)
- 碓 別 炭 磁 (碓別炭炭炭道株式会社)
- 炭 尻 炭 磁 (碓別炭炭株式会社)
- 高 根 炭 磁 (多別炭炭株式会社)
- 明 治 炭 磁 (明治炭炭株式会社)
- 釧 路 炭 磁 (三井山山株式会社)
- 豊 里 炭 磁 (昭和電工株式会社)
- 幌 倉 炭 磁 (芥藤株式会社)
- 奈 井 江 炭 磁 (住友炭業株式会社)

B. 実施具体案

(1) 鉱區整理ヲ為スベキモノ
 (2) 福岡山監督局管内
 (3) 手 炭 磁 (東甲炭磁株式会社)
 (4) 新 入 炭 磁 (三菱炭業株式会社)
 (5) 新 平 山 炭 磁 (自 備 頁 確)
 (6) 尾ヶ崎伊三郎(磁區)
 (7) 海老津炭 磁 (海老津炭磁株式会社)
 (8) 高 陽 炭 磁 (福岡炭業株式会社)
 (9) 豊 田 炭 磁 (三菱炭業株式会社)
 (10) 網 分 炭 磁 (蘇生炭業株式会社)



(四) 札幌鐵山監督局管内

- 三井山野炭磁 (三井鐵山株式会社)
- 立川炭磁 (大日鐵業株式会社)
- 相知炭磁 (三菱鐵業株式会社)
- 江里炭磁 (日滿鐵業株式会社)
- 江迎炭磁 (日本窒素鐵業株式会社)
- 札幌鐵山監督局管内
- 白糖炭磁 (三井工業株式会社)
- 雄別炭磁 (雄別炭鐵道株式会社)
- 炭尻炭磁 (雄別炭磁株式会社)
- 高根炭磁 (雄別炭磁株式会社)
- 明治炭磁 (明治鐵業株式会社)
- 釧路炭磁 (三井鐵山株式会社)
- 豐里炭磁 (昭和電工株式会社)
- 豐倉炭磁 (希藤株式会社)
- 奈井江炭磁 (住友鐵業株式会社)

石採三二八鐵區

- 登川炭磁 (菊地巖外一名)
- 石採九六六鐵區 (北海道炭礦汽船株式会社)
- 空知炭磁 (東京貿易株式会社)
- 空知炭礦 (北海道炭礦汽船株式会社)
- 関北炭磁 (金沢鐵業株式会社)
- 赤平炭磁 (住友鐵業株式会社)
- 赤間炭磁 (北海道炭磁汽船株式会社)
- 末廣炭磁 (同)
- 空知炭磁 (同)
- 幾春別炭磁 (同)
- 曝田炭磁 (同)
- 弁別炭磁 (住友鐵業株式会社)
- 唐松炭磁 (同)
- 弥生炭磁 (東邦炭鐵株式会社)
- 三井美瑛炭磁 (三井鐵山株式会社)



(1) 仙台鐵山監督局管内

大日本炭礦株式会社

山添炭礦 八株株式会社山添炭礦

關本炭礦 關本炭礦株式会社

(2) 企業合同ヲ為スベキモノ

(3) 福岡鐵山監督局管内

宇部鐵業株式会社 本山炭礦

大發炭礦株式会社 大發炭礦

東見初炭礦株式会社 東見初炭礦

沖ノ山炭礦株式会社 沖ノ山炭礦

(4) 仙台鐵山監督局管内

古河鐵業株式会社 好間炭礦

磐城炭礦株式会社 磐城炭礦 (磐城・入山兩社ハ合併シ)

入山採炭株式会社 入山炭礦 (三好間炭礦ヲ譲渡セシム)

(5) 石油業

(1) 基本方針案(一七八、二五)

石油鐵業ニ於テハ東亞ニ於ケル原油自給促進ノ要愈々急ナルニ鑑ミ帝國石油株式会社ヲ中心トシ我國石油鐵業總力ノ一元的統合ヲ断行シ技術ノ向上、資材設備ノ集中的活用、油田開發ノ合理化、冗費ノ軽減ヲ圖ルト共ニ石油精製業ニ於テモ精製數量ノ減少ニ對シ重點主義生産ヲ徹底シ生産能率ノ増進ヲ圖リ特ニ高性能製品ヲ確保スルノ要アルヲ以テ事業ヲ適正規模ニ整理統合シ生産技術ノ向上、經營ハ合理化ヲ圖ルモノトス

(2) 実施案

(1) 帝國石油株式会社ニ於テ左記各会社ノ石油鐵業關係施設及機材ヲ買収

シ同技術員及勞務者ヲ引継ぎ石油鐵運ノ經營ノ委任ヲ受クルトトス

日本石油、日本鐵業、中野興業等ノ石油鐵業等(実行ニ當リテハ

容易ナルモノヨリ逐次之ヲ行フ)統合實施方法ハ差当リ懇懇ニ依ルモノトス

日本石油、東亞燃料興業及三菱石油以外ノ石油精製業者ハ之ヲ一社又

ハニ社ニ統合ス

ハニ社ニ統合ス

統合実施方法ハ差当リ極力統合者ニ対シ懇懇スルコトトスルモ必要ニ
ホシ國家總動員ノ運用ニ依リ強固スルモノトス

(3) 附帯事業(基本方針策) (一、二、三、八、九)

(4) 煉炭製造業

産業免許制ヲ実施シ高圧規模ニ達セザル既存ノ業者ニ対シテハ一般中
小工業者ト同様ニ轉業ヲ促進スルモノトス

(5) 代用燃料使用装置製造業

瓦斯発生炉製造工場ハ總テ日本燃料株式会社ノ下請工場トシ重
業主義生産ノ実施ヲ因リ適正規模ニ達セザル工場ハ之ヲ修理又ハ取附
業者トシ圧縮又ハ液化瓦斯使用装置製造業ハ一社ニ統合シ最高能率ノ
工場ノミニテ製造ヲ行ハシムルモノトス

223590

331.3